

新潟県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月30日

新潟県知事 花 角 英 世

新潟県規則第21号

新潟県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

新潟県沿岸漁業改善資金貸付規則（昭和54年新潟県規則第59号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
(貸付けの決定) 第5条 (略) 2 知事は、貸付けを行うと決定したときは、その旨を、借受希望者並びに当該借受希望者の住所地在その地区内に含む漁業協同組合（以下「漁協」という。）の長及び <u>東日本信用漁業協同組合連合会</u> （以下「信漁連」という。）の長（第13条ただし書の規定により当該貸付けに係る貸付申請書が漁協を経由しないで提出された場合にあつては、借受希望者及び信漁連の長）に通知するものとする。 3 (略)	(貸付けの決定) 第5条 (略) 2 知事は、貸付けを行うと決定したときは、その旨を、借受希望者並びに当該借受希望者の住所地在その地区内に含む漁業協同組合（以下「漁協」という。）の長及び <u>新潟県信用漁業協同組合連合会</u> （以下「信漁連」という。）の長（第13条ただし書の規定により当該貸付けに係る貸付申請書が漁協を経由しないで提出された場合にあつては、借受希望者及び信漁連の長）に通知するものとする。 3 (略)

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。